

インドにおける政治的腐敗について (II)

おお うち みのる
大 内 穂

I はじめに

1. サンターナム委員会報告
2. 公務員による腐敗のケース
3. 政治的腐敗の概念
4. 腐敗にたいする民衆の意識
5. 法律規定の不適用
6. 政治的腐敗の類型

II インドにおける政治的腐敗

——若干のケース・スターディ——

1. セラジュディン事件
2. オリッサの腐敗
(以上、9巻4号)
3. ムドガル事件
4. ムンドラ事件
5. カイロン事件
6. カンティ・ラール・デサイ事件
7. その他のケース (以上、本号)

III 若干の理論的検討

——腐敗のメカニズムと類型——

II インドにおける政治的腐敗

—— 若干のケース・スターディ (続き) ——

3. ムドガル事件

国会議員が、ビジネスの利権を増大させるために収賄しているとして、独立後のインド議会で最初にとりあげられたケースである(註1)。

〔事件の概要〕

ムドガル (H. G. Mudgal) は、ボンベイで2, 3種類の定期刊行物を発行していたが、1950年4月にかれが無所属で憲法定議会の議員に選出されると、かれの出版社 (H. G. Mudgal Publications) はボンベイ・ブリオン協会 (Bombay Bullion Association) から広報事業を委託されることになった。

当時、ブリオン協会は、印紙税、先物取引 (option business) 等に関して、ある困難に直面しており、ムドガルに議会工作を依頼した。このため、ムドガルは新聞記者たちとの会議、議員間に配布するためのパンフレット作成、大臣との面接、その他の議会工作費などの名目で同協会に、2万ルピー (約96万円) を見積り請求した。同協会会長は、この支出についての裁可を理事会にはかった。理事のうち、ボンベイ州政府代表者だけが、金銭の支払をともなう議会工作に反対し、残りの理事全員は賛成した。ただし、支出は半分に削減された。

ムドガル議員は、さっそく議会に、先物契約法案の改訂提案をおこなうという通告をした。次いで改訂法案作成中に、かれは世論を聞くため法案を広く関係当事者に回覧すべきであると主張した。

ムドガルは、協会から大臣に渡す覚書きを起草したり、協会会長や理事たちがニューデリーに上京するとかれらを接待し、またプレス関係者との会議を準備し、さらにまた協会の重役を関係大臣にひきあわせたりした(註2)。以上が協会との関係でムドガルの主要な仕事になっていた。かれの派手な活動が、議員間でも問題になり、議会で事件として取り上げられることになった。

〔事件の推移〕

ネルー首相は、まずかれの手元に集まったムドガルの活動についての情報に基づいて、直接かれに事情の説明を求めた。ムドガルは、自分がうけたブリオン協会からの報酬は、出版および編集者としての自分の職業の遂行にともなうものである

こと、2万ルピー請求の件も協会会長に要求しなかったと弁明したが、ネルーは1951年6月に議会でムドガル議員の問題をとりあげ調査委員会 (inquiry committee)^(註3)の設置を提案した。この提案が通り、クリシナマチャリ (T. T. Krishnamachari) を長とする5人の国会議員からなる院内調査委員会が任命された^(註4)。調査委員会における争点は、ムドガルの国会議員としての行動についてであるがはたしてかれが議員としての地位を利用し、ブロン協会を念頭において議会内で質問し、先物契約規制法案へ改訂提案をおこない、蔵相との面会あつ旋をおこない、その代償を同協会に要求したか否かであった。

委員会の調査結果は、いずれも「黒」と出た。調査委員会は、ムドガル議員が受けた報酬額それ自体は少ないが、問題の重大さは国会議員の地位を乱用したことであった。これは議員にふさわしくない行為であり、議員の品位を傷つけたと述べた。

かれを議員から除名処分する動議がネルーにより出された。

ムドガル議員は、この動議の審議にはいる前に、みずから辞表を提出した。

〔若干の検討〕

(1) 事件の特徴

(イ) この事件の特徴は、国会議員がその地位を利用して私的利益を計った点にある。同議員は、自己および依頼をうけた他人の事業の利益増進のために議会での質問、法案の改訂、その他の議会工作をし、また大臣と業者とのひき合わせなどの行為に基づき、その代償を業者に要求していたものであるが、このような例はインドではもとより、他の西欧型議会制をとる諸国においてもしばしばみられる議員と業者との結びつきの姿を示してい

る。この際、議員がもと高級官僚である場合にはかれを媒介として業者と官僚との結びつきはいつもスムーズに行なわれている^(註5)。ムドガルの場合、以前、中央官庁の高級官僚ではなかったし、大臣との個人的接触、知遇度も限られていた。前記の岡倉分類でいくと(ii)に相当するであろう。

(ロ) この際に報酬のうけ方は政治献金という形をとらず(当該事業体に国会議員が)委任をうけた特定業務遂行の対価として、あるいはその事業体の被雇者として職務上の経費支出という巧妙な形式をとっており、一見したところでは合法的にさえみえるのである。

(2) 関係当事者および事件の処理法の特徴

(イ) ここで腐敗攻撃の槍玉にあげられた国会議員は、政党に無所属の孤立した立場にあった。また、この国会議員をその企業目的に使った事業体も弱少資本であり、支払われた報酬もわずかな額であった。現在利用できる資料からは、ムドガル議員とこの事業体の会長およびそのスタッフとの間の、過去からの社会的、人的関係は不明であり、たとえば、ムドガル議員の選挙運動や資金調達にこの事業体の貢献があったか否かの検討はできない^(註6)。

(ロ) 調査委員会の設置

この調査委員会は、司法的性格のものでなく、国会内に設けられた一種の審査委員会であった。ムドガル議員にも十分に答弁の機会や証拠法上の保護が与えられた。証拠の解釈についても意見を述べる機会が与えられたという。この調査委員会設置提案にいたるネルー首相の決定は、先にみたセラジュディン事件、ビジュ・パトナイクらの事件の際と対照的に迅速であった。これは、ムドガルが与党国民会議派の議員でなく無所属であったこととの関連を疑わせる。

(ハ) この調査委員会のメンバー (Mrs. Durgabai Deshmukh) が、院内調査委員会報告に付加して提出した覚書きは、国会議員として守るべき12点の規律綱領である。後に出されたサンターナム委員会報告はここに盛りこまれた綱領の内容を引き継いでいる(注7)。

(注1) このケースの概要については、S. L. Shakdher が最初 *Journal of the Society of Clerks-at-the Table in Empire Parliaments*, 1951 に発表し、その後、インド議会議下院からパンフレットで出された。

小論では、Shakdher のものを利用できなかったので、Surendranath Dwivedy and G. S. Bhargava, *Political Corruption in India* (New Delhi, 1967), pp. 63~69 によった。

(注2) ネルー首相が国会で1951年6月6日に発表したところによれば、蔵相はムドガル議員を通してブリオン協会の会長や理事たちが面会を申しこんできたのを断わったという。蔵相は、仲介者ぬきなら直接、協会関係者に会ってもよいと考えていたという。

さらに、ネルーの発表したところによれば、ムドガルは国会で質問にたち、「金の密輸による外貨の損失は、ブリオンの一定の輸入を許可することにより停止できることをのべたボンベイブリオン協会会長・理事たちの見解を知っているか」とただしたのに対し、蔵相は、「その見解は承知しているが現状としては政策の変更はできない」と答えた、という。以上からみても、ムドガル議員の国会での活動はブリオン協会首脳に期待をいだかせたほど有効なものではなかったようにみえる。

(注3) 本稿の(1)においては、Commission of Inquiry を「査問委員会」と訳してきたが、「査問」という表現は懲罰権をもつような強い印象を与え、事実と遊離するので今回から、「調査委員会」に訳しあらためることにしたい。

(注4) 調査委員会の5人のメンバーは次のとおりであった。

T. T. Krishnamachari (委員長)
Prof. K. T. Shah
Syed Nausher Ali
Mrs. G. Durgabai (現在は Mrs. Deshmukh)
Mr. Kashinatharao Vaidya

(注5) 日本の国会でも、農林、運輸、建設、予算

などの常任委員会において、この種の議員の活動が多いといわれる。たとえば、山崎宗次『政治資金の内幕』(エール出版社、1971年)、129ページ参照。

(注6) 大企業が議会にその代表を送りこみ、あるいは、議員を買収してその利益増進につかう話は多くきくところである。インドの大財閥ビルラは、第4次総選挙直前までのインド国会に100人をこえるその息のかかった議員をもつと噂されていた。

(注7) サンターナム委員会は、この点について次のような勧告をしている。

第1は、議員が民間会社に雇われている者は、さっそくその旨を公示すること。

第2は、議員は、自分の会社の仕事のために大臣および役人と接触をもってはならない。

第3に、議会で直接自分の利害に関係ある法案や事項が審議されている間は、その議員は提案、討議および票決に加わってはならない。

このサンターナム委員会の勧告が、そのまま実施されたという報告はきかない。実現の度合いについては、次の文献も参照されたい。

P. S. Muhar, "Corruption in the Public Services in India," *Indian Journal of Political Science* Vol. 26, No. 1 (January-March, 1965).

4. ムンドラ事件

大蔵相および大蔵次官が、その権限を利用して、その監督下にある公社の資金を、与党に政治献金してきた金融業・投機師の企業に融資し株価の買い支えをしていたが、公社に莫大な財政的損失を与えたケースである。

〔事件とその推移〕

ハリダス・ムンドラ (Haridas Mundhra) は、教育も資産もない裸一貫からはじめて、独立後数年のうちにたちまち、数企業を買収するまでになった。かれは金融の魔術師とよばれ、その金融の運用法は、次々と企業を買収しその株を質入れた金でまた次の企業を買収していくやり方であった。ムンドラの強引すぎるやり方は各界のひんしゆくを買い、詐欺容疑の告訴もおこされており、大蔵省に対し1955年8月、当時の商務相クリシナ

マチャリ (T. T. Krishnamachari), 翌年に準備銀行
総裁ラマ・ラオ, ポンベイ高裁判事などから注意
が促されていた。これに対し大蔵省会社法局は,
ムンドラの活動には1954年末から注目していると
答えたが何の措置もとらなかった。

そのうちに、クリシナマチャリが蔵相になった。
大蔵省事務次官は引き続きパテル (H. M. Patel) が
つとめた。

クリシナマチャリが蔵相になり新予算案を5月
に国会に提出したが、新富裕税、支出税を含むと
ころから財界の評判は悪く、株価の下落が目立っ
た。大蔵省は、株価の買い支えをするためにその
監督下にある生命保険公社の資金で株式投資をす
ることをきめると同時に、クリシナマチャリはカ
ルカッタ、ポンベイ等のビジネスマンに新政策の
意味を説明し株式市場の信用を回復させるために
大蔵次官、準備銀行総裁、インド国立銀行総裁を
同行して、出かけた。この間にムンドラの株の救
済に生命保険公社が1500万ルピーをムンドラ系の
六つの企業に投資することが、パテル、ムンドラ
を中心とし、生命保険公社総裁、インド国立銀行
総裁との間できめられた。カルカッタ株式取引所
会長も株価の不安定を理由にこれに側面援助し
た。しかし、この投資後、6カ月もたたないうちに
ムンドラの株価は2割5分も下落した(公社に375
万ルピーの一損失をこうむらせた)。

故フェローズ・ガンジー (現インディラ・ガンジー
首相の夫) は議会でこの問題を取り上げ、義父ネル
ーにも徹底的な調査を要請した。ネルー、クリシ
ナマチャリらは、形式的な調査だけで打ち切り
しようとしたが、フェローズ・ガンジーがあくま
で調査を要求し、ついにネルーもチャグラ判事
(Justice M. C. Chagla) を長とする調査委員会を任
命せざるをえなくなった。

チャグラ委員会の調査事項は、これまで世間に
疑惑を生んできたムンドラ系企業の株券を生命保
険公社が大量に買い付けることは、はたして通常
の業務行為と考えられるか、この株式取引の責任
者は誰か、その他この取引に関連ある事項一切に
ついてであった。

チャグラ委員会の報告は1958年2月に公表され
たが、これによるとムンドラとの取引に直接関係
し主要な役割を果たしたのは大蔵次官パテルであ
り^(注1)、クリシナマチャリも事情をしりながらこ
れを黙認していたことが判明した。しかもこの際、
政府から独立した特殊法人である生命保険公社
が、設立法の規定に違反して投資政策決定に際し
て全く政府の意のままに動いていたことが明らか
になった^(注2)。生命保険公社はムンドラ系企業に
1500万ルピーも投資しておきながら、重役陣に人
を送りこむこともしなかった。ムンドラ株の信用
をよく確認もせず、ムンドラの個人的保証だけで、
広く国民から預っている大金を喪失したのだった。
クリシナマチャリは、国会下院における答弁で、
投資政策の決定は生命保険公社の投資委員会
が決めるので政府はムンドラ株の購入に何の関係
もない、といいきり、さらに追求をうけると、そ
れは大蔵次官のパテルがやったことで、自分はあ
ずかりしらぬことだと述べた^(注3)。しかし、チャ
グラ委員会は、クリシナマチャリにも責任がある
と認定した。

公表されたこのチャグラ委員会報告に対し、ク
リシナマチャリは怒り、ネルーもかれをかばい、
チャグラ委員会の調査のすすめ方は司法的にも妥
当でなく、事実の引出しにも失敗したとさえ述べ
た^(注4)。チャグラ委員会報告に続いて、政府はヴ
ィヴィアン・ボース判事 (Justice Vivian Bose) を
長とする三人委員会を設置し^(注5)、パテル次官、

生命保険公社総裁などが国家公務員職務規則^(注6)に違反したか否かの調査を命じた。

この調査は当然、この取引についてクリシナマチャリが果たした役割にも及ばざるをえなくなったが、そこで生命保険公社がなにゆえ巨額の公金をこの怪しげな企業の株に投資したかの政治的背景がはからずも明るみにでてきた。それは次のような事実であった。

ムンドラは、かねてから国民会議派、とくにU.P. 州の会議派にとって重要な政治献金者であった。生命保険公社との取引の前に行なわれた1957年の第2次総選挙では、全インド国民会議派委員会に10万ルピーを、U.P. 州会議派には15万ルピーの政治献金を行っており、中央政府閣僚との間につけた人的関係を、生命保険公社の投資にも十分に利用したことがみとめられた^(注7)。

クリシナマチャリ蔵相は、会議派に政治献金をしているのはムンドラだけでなく、他にたくさんの企業が莫大な額を寄付していること、またムンドラが、会議派だけでなく社会党にも5000ルピーの献金をしていたことを明らかにして^(注8)、政治献金とムンドラ株優遇との関係を否認しようとした。この後、クリシナマチャリの蔵相としての責任追求動議が出され、ネルーもかれの辞任をみとめざるをえなくなった^(注9)。

〔若干の検討〕

(1) ここでの立役者は、政党（政治家）、官僚、公社それにビジネス界である。対象となった利権は、生命保険公社の資金、すなわち国民大衆から預託された保険掛金の入手であった。政党（政治家）および官僚がビジネス界から代償としてうけとったものは、政治資金（それにおそらく、個人的な賄賂も渡されていたのではなからうか）であった。

(2) 立役者間の問題点をひろってみよう。

(イ) まず政治家とビジネス界の結びつきは、政治献金を媒介にしてゆ着し、ビジネスの利益のために政治家が官僚機構を動かし、官僚が、その監督下にある公社の資金を強引に動かしているケースである。

(ロ) 国民会議派および大蔵相は、公の場所では「社会主義」型社会建設をとまえ、予算の中に新富裕税を加えるなど一見積極的姿勢を示しながら、裏では政治資金の出資者である財界の顔色をうかがい、政策の無害性を説明に参上し、さらに融資の増大による株価の買支えなど財界への妥協策をうっている。これは端的に国民会議派の階級的基盤とその性格を示しているよい事例であろう。

(ハ) 高級官僚とビジネス界の結びつきは、パテルとムンドラの関係によくでている。パテルがムンドラから収賄していたか否か、それがどの程度のものであったかは明らかにされなかったが、通常、非常に巧妙な手がつかわれ、外からはわかりにくい。

明らかにされただけでも、パテルはムンドラに政府あての申請書を出すようヒントを与えたり、関係者との面会をあっせんしたり、大蔵次官としての立場を利用して監督下の生命保険公社にムンドラ株買いとりの「指示」をするなど、積極的にムンドラのために動いている。大蔵相は、ムンドラのやり口につき、すでに1954年以来注目していると答えながら、なにひとつ手をうたなかった。この政府による黙認あるいは監督義務の不作為行為は単に上からの政治的指示によるものだけであつたらうか。

(ニ) 生命保険公社は、パテルを通じて大蔵省に従属させられ、大蔵省はクリシナマチャリを通じて会議派の党派的利益に奉仕させられている。生命保険公社は、国民大衆の掛金を預かりながら、

資本運用についての自律性を発揮せず、その投資委員会も骨抜きにされ、全く大蔵省の手足になりきってしまっている。しかも大蔵相は議会で問いつめられると、投資決定は、投資委員会がするので政府は関知しないと技術的説明で逃げ、責任をすべて弱い立場にある公社側に押しつけている。公社の首脳陣の人事に大蔵省が強い発言権を持ち現に官僚の天降りなどもみられ、公社は弱い立場にあるが、政治腐敗は、こうした政府、公社などの無責任体制と無関係でないであろう。

㈣ 財界のムンドラのやり方は、まず企業の買収にあたり株の操作をやり、その資金不足分を政府に肩替り出資させようとするものである。そこで、政府与党との間に政治献金を媒介として結びつきを強め、その影響力を通じて目的の実現をはかった。この政治献金は、自身の台所が火の車であるなかでなされていた点に注目する必要がある。計25万ルピーの政治献金で1500万ルピーの融資を獲得し、まもなく株の下落で375万ルピーを返却せずにすませたわけであるから、利子その他を別にしても、大変な利益をムンドラは得たことになる。ムンドラの政治献金はその利得を計算したうえでの一つのギャンブルであったのである。野党の社会党にも政治献金をしているが、これも将来の事態を見こした先行投資の意味をもつものと考えられる。

ムンドラのやり口は、ダルミヤ・ジェイン・グループとにており^(注10)、一つの典型的なインドマルワリ商人の姿をかいまみる想いがするのである。しかしムンドラは、ビルラやターター、ダルミヤ・ジェイン、ゴエンカなどの既成財閥と較べると、全く取るにたらず弱少の新興企業にすぎないことに注目したい。

(3) この事件の処理においても、ネルーはクリ

シナマチャリを強く擁護した。これはネルーの個人的好意の問題でないことは、後に述べるとおりである。

(4) このムンドラ取引事件に似たようなケースが1968年7月の国会で取り上げられた。

ゴエンカ (Goenka) 財閥は、インドでも有数の大財閥の一つであり政界との結びつきも強いがその会長のラムナート・ゴエンカはかねてからインド鉄鋼株式会社 (IISCO) の株を買い占めていた。生命保険公社もインド鉄鋼株式会社の株をもっていたが、株価が若干下がったという理由で同株約60万ルピー分を、ゴエンカ系企業に売却した。株価はその翌日には元どおりに上昇した。生命保険会社のこの株の売却の仕方について疑問が投げかけられたものである^(注11)。

モラルジ・デサイ蔵相 (当時) はこの調査を国会に約したが、この取引における財界、公社、官界の関係はついに明らかにされなかった。

(注1) これに対するパテルの弁明については、H. M. Patel, *My Submissions (For Private Circulation only, Bombay)* がある。

(注2) たとえば法で定められた生命保険公社の投資委員会は、ムンドラ株購入について何の相談もうけなかった。

Surendranath Dwivedy and G. S. Bhargava, *Political Corruption*……, pp. 83~84.

(注3) Surendranath Dwivedy and G. S. Bhargava, *Political Corruption*……, p. 79.

Hugh Tinker, *India and Pakistan* (London, 1962), pp. 61~62.

(注4) この後、ネルー首相が調査委員会を非公開にし、その報告書を公表しないようにしたのは、このチャグラ委員会報告のショックによるともいわれている。その後、調査はネルー個人と調査の委任をうけた裁判官との間の私的取りきめにすることにした。

Surendranath Dwivedy and G. S. Bhargava, *Political Corruption*……, pp. 80~81.

(注5) Mr. Justice Vivian Bose, Mr. S. Sen,

Mr. W. R. S. Sathianadhan の3人である。

このうちヴィヴィアン・ボース判事は元最高裁判所判事であり、すでにダルミア・ジェイン (Dalmia-Jain) グループ会社事件で、6年間の調査の末、800ページの精密な報告書を出している。

(注6) 正確には、*All India Services (Discipline and Appeal) Rules, 1955.* のこと。

(注7) Surendranath Dwivedy and G. S. Bhargava, *Political Corruption*……, pp. 73, 89.

(注8) Surendranath Dwivedy and G. S. Bhargava, *Political Corruption*……, p. 90.

(注9) Ronald Segal, *The Crisis of India* (Bombay, 1969), p. 283 によれば、ネルーはクリシナマチャリをすぐに無任所相、その後で国防兼経済調整相に任命し、再び1963年7月に蔵相に任命した。

(注10) Ministry of Commerce & Industry, Government of India, *Report of the Commission of Inquiry (Inquiry on the Administration of Dalmia-Jain Companies)* (New Delhi, 1963).

(注11) “Sales of LIC shares to Goenka firms, Desai orders probe,” *Patriot* (July 29, 1968).

この後1968年11月20日の国会で、ラムナート・ゴエンカによる IISCO 株の買占め問題が取り上げられた時のデサイ蔵相の発言によれば、IISCO 資本金2億4882万ルピーのうち、約1億ルピーがゴエンカー人に買占められたという。この買占めにあたりインド準備銀行(日銀に相当する)が融資したか否かが争点になった。結局、融資は、United Commercial Bank がしたということで、調査委員会は設けられなかった。また同じ議会で、ゴエンカによるグジャラート語の日報紙2紙の買収問題もとりあげられた。

5. カイロン事件

州首相が、その地位を利用して一族の者の富を増大させたというケースである。

[事件の概要とその推移]

カイロン (Partap Singh Kairon) は1956年パンジャブ州首相に就任し、64年6月辞任するまでの8年間、同州で強力な政治をおこなった。

カイロンが州首相に就任すると、かれの長男 (Surinder Singh) は、つぎつぎと事業に手を出し、

わずか5, 6年の間に映画館、れんが工場、冷蔵倉庫、農場、自動車販売代理店、運送会社、給油所などを設立して、そこから100万ルピー(少なく見積っても1億円以上)の資産を築きあげた。首相就任前のカイロンおよびその一族は、わずかの農地をもつだけでカイロン夫人は学校教師をして生計費をたすけていた。

1958年および1960年に、与党の国民会議派メンバーの中から、目にあまるカイロン一族の態度に抗議しその苦情を、中央の指導部に訴えるものが出てきた。ネルー首相をはじめ会議派指導部は、カイロンの非を若干みとめたが、カイロンの立場をむしろ擁護しさえした。

1963年7月になると今度はパンジャブ州議会の野党議員が結束して、カイロンの職権乱用、ネポティズム、汚職等20件を告発し、これまでのネルー首相らのカイロンに対する党派的取扱いに抗議し公開の調査をするようにと直接大統領に申し立てた。大統領はネルー首相に、調査を行なうよう助言した。

ネルー首相は、同年10月末に、ようやく調査委員会設置を勧告した。

その結果、1963年11月に、元最高裁長官ダス (Sudhi Ranjan Das) が任命された。このS・R・ダス委員会はワン・マン・コミッションである。

最初に、調査委員会の管轄権が争われた。大統領がネルー首相に調査委員会設置を助言した際には、告発事項のすべてにわたり審査するよう述べたのであるが、ネルー首相の調査委員会設置勧告の中では、この点が不明確にされていた。カイロン側代理人は、調査委員会の管轄権の範囲は厳密にカイロン個人の腐敗行為の存否に限り、その他のいかなる者にも及ぶべきでないとし、また腐敗行為を証明する際には、法的な証拠にもとづき、

カイロンが腐敗的行動をしたこと、かつ、自身の金銭的利益を目的として行動したという点の証明がなされるべきであると主張した。

調査委員会は、大統領あてに提出された請願者たちの申立て事項すべてについての管轄権を主張し、カイロン側代理人の主張を却下した。委員会は20にわたる告発事項を次の3種類に分類し、それに調査をしばった。

第1種、カイロンが個人的目的で、州首相としての権限・影響力を濫用したか否か。第2種、カイロンの息子たちあるいはその他の親族の者の商業的取引に際して、カイロン自身が助力しまたは同僚や下部役人に助力させたことがあったか否か。第3種、カイロンの親族の者が、カイロンの地位と権力を悪用して自分らの営業目的に特別に有利な取扱いを政府役人からうけていたか否か。以上の3種である。

第1種について調査委員会が取り上げたのは次のケース一つだけであった。カイロンが与党国民会議派の選挙応援演説に州内を旅行している45日間、かれの希望で政府の病院の医者(Dr. Dhillon)を同行したが、その医者との45日間の取扱いを「特命(special duty)」とし、給与を政府に支払わせたことの是非をめぐる問題であった^(註1)。

調査の結果、委員会は、カイロンの行為は州首相としてふさわしくない非難すべき行為であるとされた。

第2種について調査委員会が取り上げたケースは三つある。

第1のケースは、パンジャブ州政府が新建設都市チャンディガルにある土地を映画館用地として希望者公募をおこなった。3度にわたる応募者中に適当な者がいないという理由できまらなかったところ、カイロン首相の遠縁にあたるギルとい

う者が、チャンディガル都市計画担当の大臣に手紙を送り、映画館建設のための土地の割当てを求めた。その結果、この映画館用地はギルの所有するところとなった。まもなく、ギルにはナジール・シンというパートナーがいて、このパートナーはその土地についての自分の持分をカイロンの長男スリンダー・シンに譲ってしまったことが判明した。この権利の移転については、当初の契約条件と異なるので政府部内に疑議をとる者がでたが、結局政府の承認するところとなった。

つぎに、新しい問題が起こった。当初の契約によると、ギルらは契約時に頭金として総額の4分の1を支払い、残額を3年間の年賦で返済することになっていた。ところが4年たっても支払いはとどこおったが、政府は支払い延期の許可を何度もあたえた。1962年までに全額支払われるはずであったが、1963年11月現在(ダス委員会設立当時)においても、支払い残額が14万7304ルピーもあった。

申立て(請願)人たちは、パンジャブ州政府の公募そのものが詐欺的なものであり、ナジール・シンは、ほかでもないカイロンの長男の代理人で、すべてがカイロンの息子にその土地を入手させるための陰謀であった、と主張したが、ダス委員会はこの陰謀説をしりぞけた。しかし、政府が、カイロンの長男の土地移転を承認した点は違法であること、それがカイロンの息子の利益を増加させ、ひいては州首相を喜ばせるためになされたという見解を示した。

また、満期になっていた支払期限を何度も延長したことは正しくないとし、とりわけこれらの不正を(カイロン自身が指示しなかったにせよ)かれが十分知っていたと認定した。ダス委員会は、結論として、カイロンの長男が、役人たちから特別の

取扱いをうけるために父の地位を悪用したとの見解をとった。

第2のケースは、カイロンの次男グリンダー・シンとその妻が、パンジャープ州のアムリツァーに住宅用地と指定された土地を安く購入したがそれを映画館の建設および冷蔵用倉庫建設に使用してしまう。この際、カイロンの次男は、市当局に働きかけて、すでに市当局が裁決していた都市計画書そのものを変更させて、住宅用地を別用途に使ったのであった。この変更は、驚くほど迅速に決められた。市の法律官 (Legal Remembrancer) も、初めは計画変更の手續きに異議をとなえていたが、カイロン側にいくめられてしまった。

ここで当市のジャン・サン党の代表が、自分らの抗議が政府により無視されているとして、州知事にこれを訴えた。州知事は、これをうけてカイロンに問題をただしたが、カイロンは、担当大臣がこの問題をすでに十分検討済みであるとのみ答えている。

ダス委員会は、審査の結果カイロン側を全面的に非難し、カイロン自身が不正を行なわなかったとしても、それに明らかに手をかしたときめつけている。自分の次男の利権を擁護するために、市の法律官の見解を変更させるようにし、市の都市計画変更を果たした自分の役割をかくそうとする試みは、控え目に言っても、はなはだ不穏当であると述べている。

第3のケースは、カイロンの長男の義母所有地の政府への売却に関するものである。土地をもたぬハリジャン (不可触賤民) の入植を口実に、政府がその土地を当時としては不当に高い価格 (26万ルピー) で買い上げ、土地改革法の上限設定の精神を欺むき、親族の者に利得をもたらしたというものである。

パンジャープ州の土地改革法では、農地のうち許された一定の個人保有規模を超える部分を、政府が市場価格よりは低く買い上げることになっているが、ここではカイロンの親族の土地をむしろ高く買いとったことになる。

この取引の過程で、当初、カイロンは、この件に自分の親族の者が関係しているというので反対の意向をもらし、担当大臣あての文書では首相の特別の許可なしに大臣、議員等の所有地を購入してはならぬと述べている。しかし、ここでも、州知事がカイロンのために一役かい、貧しく土地のないハリジャンの救済のためという大義名分もたつので、この売買を有効に成立させようということとで決着している。

ダス委員会は、政府によるこの土地取得が土地改革法の精神に反し、また親族者の過剰地購入禁止の解かれかたにも、何か作為があるものとの疑いをもたせると述べている。

カイロン事件の第3種としてダス委員会が取り上げたのは、カイロンの息子たちが首相である父の影響力を悪用し、三つの映画館、一つの織物工場、一つの自動車販売代理店を入手し、脱税し、またそれによる処罰も免れえたというものである。

この第3種のカテゴリーに属するものに次の六つのケースがある。

第1のケースは、カイロンの長男夫人の親族の名義で始めた自動車販売代理店が著名なプレミア自動車株式会社の販売代理権を入手し、つぎに、州政府所有の道路運送機関に車台を売りこむのに、政府役人が助力し、また、その会社の販売税納入の遅延を黙認し、遅延に対する罰則も適用しなかったというものである。

ダス委員会は、カイロンの長男がこの自動車販売店の唯一の所有者でなかったにせよ、販売権の

入手、政府機関への自動車売込み、販売税遅延の見のがし等については、州首相の息子として父の影響力を存分に利用したと認定した。カイロン首相自身に対しては、直接これに係わったか否か不明であるとして、「疑わしきは罰せず」の原則を適用して、かれに有利な解釈 (benefit of the doubt) を示した。

第2のケースは、カイロンの息子が三つの映画館を建てた際に、土地を購入しあるいは借りうけたり、政府から営業認可をうけるのに、他とくらべて異常に迅速に事が処理された点に関するものである。ダス委員会は、その理由について、政府役人の側で首相の息子を喜ばせるためであったか、または息子の方から父の名を利用して役人に認可を早めさせたかのいずれかであろうと認定した。しかしカイロン自身についてはこの過程に関与していないとみなした。

第3のケースは、第2と同様、カイロンの息子たちおよび親族の紡織工場 (New India Spinning and Weaving Mills) の設立に際し、建設用地の変更、買収、建設許可などの手続きが異常なまでに迅速に行なわれたことに対する疑惑が中心になっている。ダス委員会は、これについてはカイロン自身が工場設立に関する申請書に少なくとも3度以上、目を通しており、また工場設立のために政府が土地を買収した政府役人が必要手続きを迅速に行なったことをカイロンが知っていた点を確認したが、これらについての違法性を認めなかった。

第4のケースは、カイロンが自分の郷里に所有していた二つのれんが工場を、「協同組合に売却」したが、その協同組合なるものが実はカイロンの家族で構成しているものであり、また所有権移転にともなう取引税の支払いを怠っていたというも

のであった。ダス委員会は、これらの諸点についてカイロンの行為の違法性を認めなかった。

第5のケースは、カイロンの義兄弟にあたる者が映画館を買いとると、政府はこれまで新規の映画館営業権の認可を約10年から15年にわたり拒否してきたのにその方針を急に變更して、その義兄弟に認可した。さらに元の映画館の建物に付属していた売店の買収に際して役人が手を貸したというものである。調査委員会は、この過程について、カイロンの違法性を認めなかった。

第6のケースは、カイロンが家屋の強制徴収にあたって州首相としての地位を利用し、この過程で自分の長男のためにアムリツァーに40万ルピーもする豪壮な邸宅を取得したとするものである。

これに対し調査委員会は、カイロン自身に権利の濫用は認められぬとし、もしかりに、カイロンの長男が家屋の強制徴収およびその解除に親の影響力を使って役人を動かしたとしても、カイロンがいずれかの段階で手を貸したという証拠は見当たらない、として、この訴えをしりぞけた。

調査委員会は、以上の全ケースの調査から、カイロンの罪状について大略次のように総括した。すなわち、上の第1、第2種の訴状にある事項については、カイロンに権限の濫用が認められる。共犯者もいる。カイロンは州首相という高い、デリケートな立場にありながら、告発をうけている事項につき、息子、親族者あるいは当該政府役人に対し、私的にも公的にも何ら注意を促さなかった。告訴状が出された後も、かれはそれを無視し続けた。以上からみてもかれは、州首相という責任ある地位にふさわしくない人物であると結んでいる。そして当局において適当な措置を決定するよう、促している^(H 2)。

64年5月にネルーの死によって後継首相になったシャストリは、ダス委員会報告を受けると直ちに行動を開始した^(注3)。シャストリ首相はカイロンに州首相辞任を勧めた。ただし報告の内容については、K・D・マラヴィヤ事件^(注4)のおりのS・K・ダス委員会の報告をネルーが公開しなかった先例にならい、公表しないことにしていた。しかしながら、カイロンは頑強に州首相の座をおりようとしなかった。そこで中央政府はS・R・ダス委員会報告の公表に踏み切り、カイロンを辞職に迫りやめた。カイロンは辞職後間もなく、デリーとパンジャブ州間の路上で何者かに暗殺され、かのパンジャブ州政府における「カイロン時代」は終わった。

〔若干の検討〕

(1) ダス委員会が調査した訴状の内容は、多岐にわたりかつ複雑であるが、カイロンが、自身のために直接その公的地位と権限を利用した第1種のケースは一つだけであり、直接、間接に息子らの利益追求活動に手を貸したとみなされる第2種のケースの多いことが、カイロン事件の一つの特徴である。

(2) 第2種、第3種のケースの場合、カイロンの息子らが、自己の利益追求活動に州首相である父の影響力と権限を余すところなく利用しているが、この際の政府役人(大臣を含む)の反応が興味深い。首相(の息子)を喜ばせたいという動機の背後には、権力関係のもとにぬきさしならないように組みこまれた人間の弱さが、みとめられるが、同時に、そこにも、発展の現段階におけるインド社会の人間関係の特徴が浮かびあがっている。

(3) カイロン一族の対象となった利権の内容をみると、各種のライセンス入手が中心になっており、いずれも発展途上国に共通にみられる過少機

会、過少資源(含土地)と深いかわりをもってゐる。それゆえ迅速なライセンス入手は利権的性格をもちうるし、獲得のための術策もろうせられやすい。

(4) カイロン事件の暴露のされ方も、各種利権をめぐるえんこん、不満などを基底として、当初与党内部の対立という形で明るみに出され、ついで政治的に対立する他政党が、この告発に加わっている。

(5) カイロンはネルー首相の厚い信任をうけていたこともあり、国民会議派中央指導部は、会議派の下部および野党からのカイロン事件調査委員会任命要求に対して最後まで難色を示した^(注5)。

また調査委員会報告も、ついにネルーの存命中には公表されなかったし、またシャストリとカイロンの対立がなければ、ついに公表されなかったかもしれない。

(6) 調査委員会報告が「不完全」だといわれている理由は、カイロンの存命中、証人らがカイロンの権勢を恐れて証言台に立ちたがらなかったからだといわれている^(注6)。

腐敗の事実関係把握の困難さを示す一事例である。

(注1) もっとも、後になってこの医師の給与支払い源について問題になり、結局「特命」事項は、はずされて、医者はただの「有給休暇」とったという扱いを受けた。出張日当等は払われなかった。この有給休暇日の損失に対し、カイロンは金銭で弁済しようと申ししたが、医師は断わった。

Surendranath Dwivedy and G. S. Bhargava, *Political Corruption*……, p. 99~100.

(注2) *Report of the Commission of Inquiry (Constituted under Home Ministry's Notification No. S. O. 3109 dated November, 1, 1963)* (New Delhi, 1964), p. 278.

Surendranath Dwivedy and G. S. Bhargava, *Political Corruption*……, pp. 106~107,

(注3) ネルー首相の後継者選出にあたり、カイロンはモラルジ・デサイを推しジャストリに反対した。これがカイロンの政治生命に終止符をうつことになったといわれている。

(注4) 前出セラジュディーン事件のこと。

(注5) この調査委員会任命にふみきらざるをえなくなるまでに、すでに1958年6月にカイロンは、パンジャブ州会議派州議員団の不信任決議をうけかねない危機に直面した。この時「かれを救ったのは、新聞記者会見におけるネルー首相の強いカイロン支持発言であった」ともいわれている。古賀正則「インド」(衛藤藩吉編、『アジア現代史』、毎日新聞社、1969年)、250ページ。

(注6) Taya Zinkin, *Challenges in India* (London, 1966), p. 62.

6. カンティ・ラル・デサイ事件

[事件とその推移]

カンティは、その父モラルジ・デサイがボンベイ州首相をしていた時ある保険会社の代理権をとり、その後着々と蓄財して著名になった。カンティは父の家に同居していた。人々は、カンティが父の公的な影響力を利用して蓄財し、その父もそれに手を貸しているのではないかと疑いだした。モラルジが、人に語ったところによると、かれは毎朝息子のその日の保険勧誘先を聞いてはそこに電話をかけ、息子の保険勧誘を承諾しても拒否してもかれはいっこうに気にしないことを保証したという。その後、カンティは保険ブローカーの仕事を辞め、外国企業のためにインド政府の認許可^{ライセンス}を入手する仲介人の仕事を始めた。その時モラルジは、中央政府の通商産業相になっていた^(注1)。

カンティは巨万の富を貯め、自分である企業(Messrs. Permanent Magnets Co.)を設立するまでになった。その後、モラルジが、カマラジ計画により辞任すると^(注2)、カンティも仕事を辞め、無給で父の個人秘書になった。モラルジが、第2次インディラ・ガンジー政権の副首相兼蔵相に就任

(1966~1969年)している時に、カンティの件が1968年8月のインド国会でとりあげられた^(注3)。問題とされた点は、カンティがなにゆえ短期間で蓄財できたか、その蓄財過程に、モラルジ・デサイが公的地位を利用して手を貸さなかったか否か、ということであった。

上院で、右派共産党議員ブペシ・グプタ(Bhupesh Gupta)らがとり上げたケースは、次の四つであった。

ケース1. モラルジ・デサイは、パロダの旧藩王に息子の関係している生命保険へ加入してもらうのを手伝ったことがあるか否か。

ケース2. モラルジ・デサイが、ネルー内閣の大蔵相在任中、私設秘書のトンプ(Tonpe)は、政府関係当局に手紙を送り、モラルジの息子が専務取締役をしている会社(Messrs. Permanent Magnets)の事業振興のために認可証を早く交付するよう要請した。その後、再び、担当役人あてに要請事項の迅速な処理に対する礼状を送っている。

ケース3. カンティは、1964年、上記会社の持株を処分した。その際、通常株式取引所できまった株価よりはるかに高いレートで売却し莫大な利益を獲得したというものである。これについては、内務省中央調査局の報告も確認している。

ケース4. モラルジがその公的影響力を私的に利用して息子のために企業の販売代理権を入手した容疑である。元蔵相のT・T・クリシナマチャリも以前に、自分の息子のためにその同じバリューム化学株式会社(Barium Chemicals Company)の代理店権の入手をはかったが失敗した事実がある。

バリューム化学株式会社の販売代理権は、現在ボンベイ産業・化学株式会社(Bombay Industrial & Chemical Company)がもっている。カンティはこのボンベイ産業・化学株式会社に関係している。こ

の販売代理権の入手交渉をカンティがバリュウム化学株式会社との間に進めたのは、ちょうどモラルジが1967年に、アーンドラ州首相をともなってこの工場を訪問した直後のことであった。

さらにブペシ・グプタによれば、モラルジはボンベイ産業・化学株式会社の経営に対して、自分のポケットマネーから5万6000ルピーを出資し、また教育トラストから8万6000ルピーを出資させた、という。

以上四つのケースに対するモラルジの答弁は、次のようなものであった^(注4)。

ケース1については、パロダ旧藩王の生命保険契約加入について、なにも手を貸さなかった。

ケース2については、かれの秘書トンプが当該関係省に書簡を送り認可を早めるよう促したことは別に不適当と思わない。事務処理が遅れている時にそれを促進するために書簡を送ることは日常的なことである、と答えた。

ケース3については、ある企業が株券の圧倒的部分を入手するために株式市場価格より高い価格を支払うことは通常行なわれていることだ、またこの株券の売却は、かれ自身が公職についていない時期に行なわれたものである。

ケース4については、特別の弁明は行なわれなかった。

以上のようなモラルジの弁明とともに、国民会議派議員から、グプタらの問題のとりあげ方そのものが故意にモラルジの人格きそんをねらったものであるとの反撃があり、国会での審議をおえた。モラルジに対する辞任要求の動議は反対多数で却下された^(注5)。

〔若干の検討〕

(1) カンティの蓄財過程について、国会で問題とされたモラルジに対する公的権限・影響力の乱

用の容疑は、国会審議の過程でモラルジ自身によって否認された。問題として取り上げた側も公職濫用を確たる証拠で裏付けることはできなく終わっている。

(2) モラルジの弁明にもかかわらず、カンティの蓄財は異常な速度で行なわれており、グプタが述べたように「カンティのビジネスの繁栄は、その父の政治的地位の上昇と照応関係がある」^(注6)とみても不思議でない。かりにカンティのビジネス活動、株券の売却、またトンプの政府当局あての要請が、モラルジの知らぬところで行なわれたとしても、その対応関係にある官吏の側に対して与える心理的影響は計りしれぬほど大きいと考えるのがごく自然であろう。ごく普通の市民が、カンティと同じアプローチをしても、対応者の側でカンティに対すると同様の反応をすることはとうてい考えられない。この意味でモラルジの答弁は、形式的合法性にたったものにすぎない。

(3) モラルジの家は、いわゆるヒンドゥ合同家族であり、通常家長が家族員の財産の最高の保管責任者となっているから、ここでは、息子のカンティが稼いだ富はそのままモラルジが利益をえたことと同じである、というグプタらの主張は、個々のヒンドゥ合同家族の財産管理責任の所在確定の問題とともに判断がむずかしい。

(注1) Taya Zinkin, *Challenges*……, p. 66によると、イタリアのある企業が、カンティにコミッションを支払いその父の影響力を利用しようとしていたことが記されている。

(注2) 1963年5月に行なわれた補欠選挙で会議派が重要視していた3選挙区で大敗した。マドラス州首相カマラジは、この敗因を会議派党員が権力の座ばかり追い求め党の組織作りをおろそかにしていたことに求め、現在の中央、州の大臣の自発的辞任と党務専念を訴えたプラン。なお、大内穂「インド国民会議派政治におけるAICC(I)」(『アジア経済』, 1967年2月号),

88ページを参照されたい。

(注3) “Desai refutes charge of favour to son”, *National Herald* (August 30, 1968).

(注4) “Charges over son’s deals again refuted Morarji: ‘No regret,’ Chavan explains CBI report: resignation move voted out,” *Patriot* (August 30, 1968).

(注5) “Charges over…,” *Patriot*.

(注6) “Charges over…,” *Patriot*.

7. その他のケース

カンティのケースのように血族者が、政府高官である者の地位や影響力を利用して蓄財するケースは非常に多い。さらにプラカーサ (Prakasa) 元ボンベイ州知事^(注1)、パンディット・シュクラ (Pandit Shukla) 元マディヤ・プラデーシ州首相^(注2)、パンディット・パント (Pandit Gobind Vallabh Pant) 元内相^(注3)、バクシー・グーラム・マホマッド (Bakshi Ghulam Mahommad) 元ジャンム・カシミール州首相^(注4)などのケースの特徴は、知事または首相などの政府高官がその地位・影響力を利用して、息子その他の親族のために、就職機会の獲得、認許可の迅速化、蓄財の直接的あるいは間接的援助などを行っていたものであり、全体として、先にみたビジュ・パトナイク元アーンドラ州首相のケース、カンティ・デサイのケースに比べると規模は小さい。

同じく高官が息子に対する態度にも、次のようなものもあることは注目を要する。T・T・クリシナマチャリは、通産相に任命されると、息子と共同経営してきた企業を息子にゆずり、その企業経営に関する一切の事項を、通産次官とネルー首相に委任して、担当相としての公正さを世間に示そうとした^(注5)。また、故シャストリ首相が通産相であった当時、息子がある外国企業から就職の勧誘をうけたのにたいし、その給与が自分の地位ゆえに高くされてはいないかと心配し息子に就職

承諾をしばらく待たせたという^(注6)。このような例は、非常に稀なものであるかもしれない。

さらにこれまでのケース・スターディーの中では取り上げなかったが、元マイソール州首相、元ラージャスターン州首相、元ビハール州首相がいずれも汚職容疑で告発されている。

最近では、ビレンドラ・シン (Birendra Singh) ハリヤナ州首相 (当時) が、穀物商と結託した大規模な食糧統制令違反事件^(注7)があり、ギル (L. S. Gill) パンジャープ州首相 (当時) に対する汚職、縁故任用、反対派への弾圧など14項の告発^(注8)が出された。ビハール州では、第4次総選挙後成立した野党の統一戦線内閣が前会議派内閣の6人の閣僚を汚職容疑で告発したが^(注9)、翌68年2月、統一戦線内閣が倒れ大統領直轄統治下におかれると、今度は州知事が、前統一戦線内閣の閣僚14人に対する汚職問題の告発を行なった。また今年 (1971年) にはいつてからも、アムリットラール・ヤーダフ、ラージャスターン州協同相に対する不当利得告発^(注10)が行なわれるなど、政治腐敗問題のケースは枚挙にいとまがない。

(注1) *Illustrated Weekly of India* (Independence Issue, 1962) にのったプラカーサの告白は、大変感動的である。Taya Zinkin, *Challenges*……, pp. 60~62.

(注2) Taya Zinkin, *Challenges*……, p. 62.

(注3) Taya Zinken, *Challenges*……, p. 64.

(注4) バクシーは、1964年ジャンム・カシミール州首相引退後、次のサディック政権の下で在任中の腐敗について告発された。準司法的調査委員会の2年半にわたる審理の後、バクシーはかれの親族に対する540万ルピーにおよぶ不正な金融上の利得などにつき責任ありとされた。なお首相辞任後も在任中の行為につき責任を問われるか否かについて争い、最高裁で敗訴している。

Surendranath Dwivedy and G. S. Bhargava, *Political Corruption*……, pp. 173~174.

Taya Zinkin, *Challenges* ……p. 63.

Balraj Puri, "Jammu and Kashmir," in *State Politics in India*, ed. by Myron Weiner (Princeton, 1968), p. 239.

(注5) Taya Zinkin, *Challenges*……, pp. 66~67.

(注6) Taya Zinkin, *Challenges*……, pp. 64~65.

(注7) "C. B. I. report on 'maize scandal': action soon. Birendra Singh found guilty," *Patriot* (July 28, 1968). 1971年6月現在、この事件の処理はまだペンディングである。

(注8) "Inquiry demanded. U. F. memo lists 14 charges against Gill Government," *Patriot* (July 5, 1968).

"Pavate asked to study charges against Gill," *Patriot* (September 7, 1968).

この後1968年11月7日、パヴァット・パンジャープ州知事は、ギル前首相に対する調査委員会設置を、中央政府内務省に勧告した。しかし、このすぐ後ギル前首相は心臓麻痺で死亡し、この事件の調査は中止され

た。

(注9) "Controversy over scope of probe", *Patriot*, (September 5, 1968)。6人の元閣僚に対する調査を任命されたのは Aiyar Commission of Inquiry である。

Aiyar Commission は3巻(約1200ページ)にわたる調査報告を出した。報告は主として、元閣僚たちがその息子および親族の者に不正に鉱山採掘権を与えたことを批判している。

この後、Aiyar Commission を任命した政権(SVD)が1969年に倒れると、反対党の政権(SD)が前政権の閣僚の腐敗をあばくとして別個の調査委員会(Mudholkar Commission)を任命した。

この政権も間もなく倒れ、また新たな政権(SVD)が成立すると、今度は前政権を支持した国民会議派の L. N. Mishra らに対する不正な政治資金源をめぐる調査要求が出された。

(注10) "Motion for inquiry against Rajasthan Minister defeated," *Times of India* (May 14, 1971).

アジア経済研究所刊行

海外アルミ資源の開発

西尾 滋編著
A 5判/324頁/¥1000

アルミニウム工業の現状と課題を概観し、さらに資源国の開発状況を国別にとらえた好著。アルミニウム工業の現状と課題/アルミニウム製造用原料資源/アルミニウム国際独占資本の資源獲得競争/各論(ラテン・アメリカ/オーストラリア/東南アジア/インド/アフリカ)/その他

援助の実態と経済政策

原 覺 天編著
A 5判/274頁/¥850

援助の効果を純粋な経済問題として計量的に捉えることが極めて困難な今日、援助の実態を分析し、その実態に即した総合的な経済政策が追及されなければならない。本書理論篇は援助政策の変遷とその政治・経済的背景を追跡し、実態篇は、インド、パキスタン、台湾の最も中心的な援助プロジェクトの分析を試みた。

アジア経済出版会発売